

川崎市信用保証協会

「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について（資料提供）

【1】 実際回収率など、目標値設定の考え方について

回収率は全国的にも低下傾向にある。原因としては、有担保求償権の減少及び第三者保証人非徴求による回収の減少が考えられる。

令和4年度から令和5年度にかけて回収額の増加を見込んでいるのは、代位弁済の増加により回収対象となる求償権の増加を見込んでいるためだが、求償権の増加は回収率算出の際の分母の増加につながるため、回収額の増加が実際回収率の上昇に直接結びつくものではない。

【2】 預託規模及び経営安定資金の状況について

令和4年度は令和元年度と同じ預託予算額を確保している。

経営安定資金の融資実績については、令和2年度からは減少している（金額で前年度同月比累計約30%）が、令和元年度同月比では同規模（金額でR1同月比累計約95%）であり、コロナ禍前の水準の規模である。

【3】 今後の代位弁済額の見込みについて

一般的には保証債務残高が増えたことに伴い、代位弁済額は増えるため、今後代位弁済額が増える見込み。

令和2年度の代位弁済額は、保証債務残高が大きくなったにも関わらず、倒産が少なかったため例年よりも低い金額であった。

今後はコロナ禍の影響と、新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給期間が終了することなどからも、代位弁済の増加が懸念される。

【4】 今後の基金準備金の造成について

令和3年度から7年度は収支差額がプラスとなる想定をしているが、その場合は50%を上限として収支差額変動準備金として繰入、残りを基金準備金として積み立てることと、保証協会の定款で定めている。

今後、収支差額で欠損が生じた場合は、収支差額準備金から取崩すことになる。

なお、上記の収支差額変動準備金の繰入については、金融庁と中小企業庁が定め公表している「信用保証協会向けの総合的な監督指針」において、「収支差額の剰余は、50%の範囲内で事業年度末における基本財産の1/2相当額を限度として繰り入れられているか。」となっており、この指針に基づき全国の保証協会では会計処理しているものである。